



平成 28 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名 山九株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中村公一  
(コード 9065 東証第 1 部・福証)  
問合せ先 経営企画部長 吉田信之  
(TEL. 03-3536-3901)

### 簡易株式交換による山九重機工株式会社の完全子会社化に関するお知らせ

山九株式会社（以下、「当社」といいます。）と山九重機工株式会社（以下、「山九重機工」といいます。）は、本日開催の両社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、山九重機工を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことをそれぞれ決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項にしたがった株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、本株式交換を行う予定です。

### 記

#### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

当社グループのプラントエンジニアリング事業における重量機工事業の基盤強化を図るため、当社の持分法適用関連会社であります山九重機工の完全子会社化を実施いたします。

これにより、当該事業の技術力向上を図ると同時に、大型重機材の一体運営、全国展開に向けた機材の流動化を積極的に推進し、プラントエンジニアリング事業における一貫責任施工体制の強化と新たな分野への参入等により、当社グループの企業価値向上につなげてまいります。

#### 2. 本株式交換の要旨

##### (1) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認取締役会決議日（両社）	平成 28 年 1 月 28 日
本株式交換契約締結日（両社）	平成 28 年 1 月 28 日
本株式交換の効力発生日	平成 28 年 3 月 1 日（予定）

注 1：当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項にしたがった株主総会の決議による本株式交換に係る株式交換契約の承認を必要としない、簡易株式交換の手続きにより本株式交換を行う予定です。

注 2：山九重機工は、平成 28 年 2 月 15 日頃を目処に、会社法第 319 条第 1 項の規定に基づく書面決議の方法により、本株式交換に係る株式交換契約について株主総会の承認を受ける予定です。

注 3：本株式交換の効力発生日は、両社が協議し合意の上変更されることがあります。

##### (2) 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、山九重機工を株式交換完全子会社とする株式交換です。

当社は、本株式交換により、山九重機工の株主（当社を除く。）に対し、自己株式である当社の普通株式を割当て交付をするため、当社の新株式の割当て交付はしません。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	山九重機工 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	23.98
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,891,988株(予定)	

#### 注1：株式の割当比率

山九重機工の普通株式1株に対して、当社の普通株式23.98株を割当て交付いたします。但し、当社が保有する山九重機工の普通株式(59,400株)については、本株式交換による当社普通株式の割当ては行いません。

#### 注2：本株式交換により交付する当社の株数

当社は、本株式交換により、山九重機工の株主(但し、当社は除きます。)に対し、当社の普通株式合計2,891,988株を割当て交付いたします。なお、交付する当社の普通株式は、全て当社が保有する自己株式をもって割当てするものとします。

#### 注3：単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1,000株未満の株式)を所有することになる山九重機工の株主様におかれましては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

##### ① 単元未満株式の買取制度(1,000株未満株式の売却)

会社法192条第1項の規定に基づき、当社に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

##### ② 単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

会社法194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社に対し、所有されている単元未満株式の数と併せて1単元(1,000株)となる数の普通株式を当社から買い増すことを請求することができる制度です。

#### 注4：1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる山九重機工の株主様に対しては、会社法234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払します。

### (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

山九重機工は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

## 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、「三菱東京UFJ銀行」といいます。)を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定のうえ、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

## (2) 算定に関する事項

### ①算定機関との関係

当社の第三者算定機関である三菱東京 UFJ 銀行は、当社及び山九重機工から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### ②算定の概要

三菱東京 UFJ 銀行は、当社の普通株式については東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。非上場会社である山九重機工の普通株式については、将来の事業活動の状況を反映した財務予測に基づくディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社の普通株式の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
DCF 法	23.06~25.21

なお、市場株価平均法については、平成 28 年 1 月 26 日を算定基準日として、算定基準日の株価、並びに算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の取引日における終値平均値を採用いたしました。

三菱東京 UFJ 銀行は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱東京 UFJ 銀行による株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、山九重機工の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、山九重機工の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

## (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また、株式交換完全子会社となる山九重機工は非上場会社のため、該当事項はありません。

## (4) 公正性を担保するための措置

当社は、すでに山九重機工の発行済株式数の 33.00%を所有し、持分法適用関連会社としていることから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、本株式交換の実施に当たり、上記 3.（1）及び（2）に記載のとおり、第三者算定機関である三菱東京 UFJ 銀行に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として山九重機工との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。なお、当社は、第三者算定機関である三菱東京 UFJ 銀行から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

## (5) 利益相反を回避するための措置

山九重機工は、本株式交換に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

山九重機工の取締役のうち、代表取締役社長黒田二郎氏は、当社からの出向者であるため、利益が相反するおそれがあり、山九重機工における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、山九重機工の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、また、山九重機工の立場で当社

との本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。本日開催の山九重機工の取締役会においては、黒田二郎氏を除く出席した取締役の全員一致で本株式交換に関する承認の決議が行われました。

また、山九重機工の監査役である小林信久氏は、当社の従業員としての地位を兼務しているため、山九重機工における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、山九重機工の取締役会における本株式交換に係る審議には参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べておりません。なお、小林信久氏は山九重機工の立場で当社との本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要（平成27年3月31日現在）

	当社 (株式交換完全親会社)	山九重機工 (株式交換完全子会社)
(1) 名称	山九株式会社	山九重機工株式会社
(2) 所在地	福岡県北九州市門司区港町6-7	神奈川県川崎市川崎区塩浜4-13-1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村公一	代表取締役社長 黒田二郎
(4) 事業内容	物流事業、機工事業、建築・土木工事、情報システム・人材派遣等 その他サービス事業	建設業（管・とび・土工・機械器具設置・鋼構造物工事）、重量物運搬業、一般貨物自動車運送事業・貨物運送取扱事業、諸機械の据付・解体・荷造り梱包・沿岸荷役、建築物設計・工事監理
(5) 資本金	28,619百万円	90百万円
(6) 設立年月日	大正7年10月1日	昭和42年4月24日
(7) 発行済株式数	326,078,030株	180,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	30,754名（連結）	137名
(10) 主要取引先	新日鐵住金(株) JFEホールディングス(株) 三井化学(株) OOCL JX日鉱日石エネルギー(株) P&G 三菱化学(株)	山九(株) 月島機械(株) 旭硝子(株) 新興プランテック(株) クボタ環境サービス(株) (株)荏原製作所
(11) 主要取引銀行	(株)みずほ銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行(株) (株)三井住友銀行 (株)福岡銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)三井住友銀行 (株)みずほ銀行 三菱UFJ信託銀行(株) (株)山口銀行
(12) 大株主及び持株比率 (平成27年9月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 5.65% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 5.31% 新日鐵住金(株) 3.09% 公益財団法人ニビキ育英会 3.00% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4) 2.76%	当社 33.00% 個人株主3名(※) 67.00%

	(株)みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	2.54%	
	山九従業員持株会	2.13%	
	JP MORGAN CHAAE BANK (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	1.99%	
	明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	1.84%	
	CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS(常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	1.79%	

(13) 当事会社間の関係

資本関係	当社は、山九重機工の発行済株式総数の33.00%(59,400株)の株式を保有しております。
人的関係	当社の従業員2名のうち、1名が出向者として山九重機工の代表取締役社長を務め、また、1名が監査役を兼務しております。
取引関係	当社は、山九重機工との間で、各種プラント機器の輸送、据付、メンテナンス、及び一般物流等に関する取引を行っております。
関連当事者への該当状況	山九重機工は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。特記しているものを除く。)

決算期	山九株式会社(連結)			山九重機工株式会社		
	25年3期	26年3期	27年3期	25年3期	26年3期	27年3期
純資産	121,860	133,143	145,383	1,930	1,945	2,255
総資産	311,998	343,421	375,184	3,958	3,645	4,231
1株当たり純資産(円)	394.46	432.16	472.65	10,727	10,807	12,532
売上高	401,658	434,445	481,291	4,671	3,832	4,798
営業利益	17,831	16,568	21,253	400	54	247
経常利益	17,951	15,094	21,459	406	70	256
当期純利益	9,717	9,153	11,750	253	67	147
1株当たり当期純利益(円)	31.63	30.40	39.03	1,407	377	818
1株当たり配当金(円)	9	9	10	100	100	100

※ 守秘義務契約締結により、個人名の公表は控えさせていただきます

5. 本株式交換後の状況

本株式交換後の株式交換完全親会社である当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期については、上記「4. 本株式交換の当事会社の概要(平成27年3月31日現在)」に記載した内容から変更ありません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得の会計処理を適用する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれん(又は負のれん)の金額については、現時点では未定です。

## 7. 今後の見通し

本株式交換により、山九重機工は、当社の完全子会社となる予定です。また、本株式交換に伴う当社連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (平成 27 年 5 月 12 日公表分) 及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当期業績予想 (平成 28 年 3 月期)	480,000	22,000	21,300	13,600
前期実績 (平成 27 年 3 月期)	481,291	21,253	21,459	11,750